基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十九日を基準日と定め、同日十七時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年十一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十一月四日

神奈川県藤沢市鵠沼石上一丁目一番一五号

株式会社サクセスアカデミー

代表取締役　柴野　豪男

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十一月二十五日です。

平成二十一年十一月四日

東京都中央区築地二丁目一五番一九号

株式会社パフ

代表取締役　釘崎　清秀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月四日

大阪府吹田市南金田二丁目一三番三三号

近畿通信産業株式会社

代表取締役　前田　充彦

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である一〇四六株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十一月四日

宮崎市橘通東三丁目六番三四号

株式会社宮崎サンシャインエフエム

代表取締役　小黒　幸憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である比嘉徳和が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月四日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

エスアールエル・パーティシペーション・カンパニー

日本における代表者　比嘉　徳和

限定承認公告

北海道小樽市相生町一七番地、最後の住所札幌市南区澄川六条七丁目六番三号

被相続人　亡　蝦名美貴子

右被相続人は平成二十年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七―二札幌総合法律事務所

限定承認者蝦名美枝子

右代理人弁護士　中村　隆

限定承認公告

本籍名古屋市守山区大字中志段味字可良素一七六〇番地の七、最後の住所三重県四日市市ときわ四丁目五番二三号

被相続人　亡　水越　和夫

右被相続人は平成二十一年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十八日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月四日

三重県四日市市ときわ四丁目五番二三号

相続財産管理人　水越由利子

名古屋市中区栄三丁目一番一号広小路第一生命ビル四階　永井・江坂法律事務所

右代理人弁護士　平田　浩一

債権申出の公告

当社は、金融庁から認可を受け、日本における保険業を廃止したため、平成二十一年九月二十八日、当社の外国損害保険業の免許は失効しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月四日

東京都港区赤坂二丁目一一番七号ＡＴＴ新館八階

ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション日本支店

代表清算人　滝本　豊水

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、次のとおり優先資本金の額の減少を予定しておりますので、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定に基づき、公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却、減価償却、消費税還付等から生じる余裕金又は資産対応証券の発行により調達する資金相当額を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の発行する特定社債に係る特定社債権者の書面による事前の承諾及び特定社員全員の事前承諾を得ることを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十一年十二月五日

四、減少する優先資本金の額

十一億九千五百万円

五、消却する優先出資の種類

第二回優先出資

六、消却する優先出資の口数

二万三千九百口

七、消却の方法

買入を希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で買入消却する。

八、消却に要する金額

十一億九千五百万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第二回優先出資

平成二十一年十一月四日

東京都中央区銀座七丁目一三番一〇号

特定目的会社ソフィア

取締役　千賀　貴生

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十月三十日付官報の号外第二三一号一五三頁に掲載されています。

平成二十一年十一月四日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

プルデンシャルタワー五階

皿倉山特定目的会社

取締役　小川　聡

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十一年十二月七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月四日

東京都港区六本木四丁目一番一六号六本木ハイツ八〇六

株式会社アーキエッジ

代表取締役　中川　英人

正　誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十一年十月八日法務省告示第四百七十一号（日本国に帰化を許可する件）	
（原稿誤り）				
三一	一	四	林謙欽	林謙欽
（原稿誤り）			同月十三日法務省告示第四百七十三号（同）	
（原稿誤り）			六ページ二段一七行目から二二行目までを削除する。	
（原稿誤り）			同月十五日法務省告示第四百七十六号（同）	
（原稿誤り）			三ページ三段二〇行目から二一行目までを削除する。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月四日付第二三四号一

二八ページ●同日付政府調達第二〇二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）